

総務委員会

議案第37号ほか6件を審査した。議案第37号鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、この改正により配偶者の休暇の有無に関わらず、育児休暇が取れるようになる。制度を作ることは大切であるが、この制度を利用できる周辺の環境整備も重要であり、休んだ人の補充等も考えるべきではないかとの質疑があったが、全会一致で原案可決すべきものとされた。議案第44号、第45号、第46号の3件はいずれも新消防庁舎の工事請負の関係で、入札価格の低廉化への見解を問う質疑や、新庁舎の各施設、設備等の配置や利用方法などを問う質疑、また地元業者の育成という観点での工事契約の考え方を問う質疑が出されたが、全会一致で原案可決すべきものとされた。その他、議案第38号、第39号についてはいずれも全会一致で可決された。次に、請願については、請願第8号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する請願書の1件が審査された。各委員から出された意見では参政権付与には慎重論を唱える意見もあったが、提出された請願内容への賛成者はなく不採択とされた。

文教福祉委員会

議案第42号の1件を審査した。内容は白子小学校屋内運動場の増改築工事の請負契約であり、隣接する近鉄線に対する防音対策についての質疑や、工事期間中の屋内運動場の利用方法、生徒数に対する屋内運動場の規模を問う質疑、解体工事と建築工事の契約方法についての質疑等が出されたが、全会一致で可決すべきとされた。次に、請願は第5号、第10号の2件を審査した。まず請願第5号小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書の提出を求める請願書について、請願内容にある防火設備の設置義務化は、多くの財源が必要となるのではないかと、グループホームに限らず介護施設全体を見越した支援を要求する内容の意見書となる請願の方がよいのではないかなどの意見があり、賛成少数で不採択とされた。一方、請願第10号子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する請願書については、国や国連の流れから考えれば、決して家庭制度を破壊するために子ども手当を創設したのではないと思われる、請願の文章には理解できるところもあるが違和感を感じる。見直しであれば理解できるが廃止は賛成できない等の意見が出され、賛成なしで不採択とされた。

生活産業委員会

議案は議案第43号を審査し、請願は請願第3号ほか4件を審査した。議案第43号では、昨年実施設計を行った会社はどこか、基地局から離れている地域にも電波が届くのか、無線は非常時だけでなく平常時も使用するつもりか、市外でも使用できる無線か、他の自治体へ調査を行ったのか、中継基地に自家発電は必要ないのか、無線機本体の電源はどうなっているのか、無線機の免許は必要ではないのか等の質疑があり、更に討論を行ったが、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものとされた。請願第3号では、企業が奨励金をもらう際の申請手続きの方法について、奨励金の支払先について、奨励金の金額は年間の額か等を問う質疑があり、討論では賛成討論が行われたが、採決の結果、全会一致で採択すべきものとされた。請願第4号では、市の職員採用について尋ねる質疑があり、また、卒業後3年間は新卒扱いと記載されているが、卒業後5年間までは新卒扱いにしてもよいのではないかとの意見があったが、採決の結果、賛成多数で採択すべきものとされた。その他、請願第6号、請願第7号、請願第9号については審査の結果、不採択とされた。

建設水道委員会

議案第36号、第40号、第41号はいずれも防災公園設置に関する議案で、審査の過程では、公園を直接市が施工する場合との違いを尋ねる質疑、公園用地の単価の交渉過程を問う質疑、NTT研修センタ跡地の南側市街地整備部分との関連性で、今回の議決には一体的な範囲を網羅する必要があるのではないかと、今後、市街地整備をUR(独立行政法人都市再生機構)が施工する際に行政が協議に入り、転換計画に基づく指導ができるのか等の質疑があり、市街地整備部分の動きについては、跡地転換利用計画の見守りといった形で、市で関与してゆくことが必要との考えが示された。討論では多額の費用をかけ防災公園を造る必要性がわからず、UR・市のどちらでも工事費が同じであるとのことから反対との意見等があったが、賛成多数で原案可決すべきとされた。次に議案第47号は白江土地区画整理事業地内へ調整池を設置する工事の契約であり、この調整池からの水の流れを問う質疑や他の区画整理事業地内と比較を尋ねる質疑等が出されたが、全会一致で原案可決すべきとされた。

予算決算委員会

議案第36号1件の予算議案について、建設水道分科会では賛成多数で可決すべきものとされた。この分科会委員長の報告に対しては、防災公園の総事業費が妥当なのかどうか、UR(独立行政法人都市再生機構)が施工する場合と市が直接施行する場合との比較議論はなされたのかどうか等の質疑があり、討論では、この30億円という総事業費の妥当性が議会としてほとんど議論されておらず、また、市が直接施工した場合との比較についてもいろいろな考え方ができることから、この議案には反対であるとの意見が出されたが、賛成多数で原案可決すべきものとされた。